亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。 令和5年3月31日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第12号

亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則

(亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成17年亀山市規則第 13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。) 及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

第12条 任命権者は、条例第8条第2 項の規定に基づき正規の勤務時間以外 の時間において地方公務員法(昭和25 年法律第261号)第22条の4第1 項又は第22条の5第1項若しくは第 2項の規定により採用された職員(以 下「定年前再任用短時間勤務職員」と いう。)に勤務することを命ずる場合 には、再任用短時間勤務職員の正規の 勤務時間が常時勤務を要する職員の正 規の勤務時間より短く定められている 趣旨に十分留意しなければならない。

第12条 任命権者は、条例第8条第2 項の規定に基づき正規の勤務時間以外 の時間において地方公務員法(昭和25 年法律第261号)第28条の4第1 項、第28条の5第1項又は第28条 の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5 第1項に規定する短時間勤務の職を占 めるもの(以下「再任用短時間勤務職 員」という。)に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の 正規の勤務時間が常時勤務を要する職 (年次有給休暇の日数)

- 第14条 条例第13条第1項第1号の 規則で定める日数は、次の各号に掲げ る職員の区分に応じ、当該各号に定め る日数(1日未満の端数があるときは、 これを四捨五入して得た日数)とする。 ただし、その日数が労働基準法(昭和 22年法律第49号)第39条の規定 により付与すべきものとされている日 数を下回る場合には、同条の規定によ り付与すべきものとされている日数と する。
 - (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
 - (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)

員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次有給休暇の日数)

- 第14条 条例第13条第1項第1号の 規則で定める日数は、次の各号に掲げ る職員の区分に応じ、当該各号に定め る日数(1日未満の端数があるときは、 これを四捨五入して得た日数)とする。 ただし、その日数が労働基準法(昭和 22年法律第49号)第39条の規定 により付与すべきものとされている日 数を下回る場合には、同条の規定によ り付与すべきものとされている日数と する。
 - (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち、 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
 - (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務</u>職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時

- 155時間に条例第2条第2項又は 第3項の規定に基づき定められた不 斉一型短時間勤務職員の勤務時間を 38時間45分で除して得た数を乗 じて得た時間数を、7時間45分を 1日として日に換算して得た日数
- 第16条 条例第13条第1項第2号の | 第16条 条例第13条第1項第2号の 規則で定める日数は、次の各号に掲げ る職員の区分に応じ、当該各号に定め る日数とする。
- (1) 当該年の中途において、新たに職 員となるもの(次号に掲げる職員を 除く。) その者の当該年における 在職期間に応じ、別表第1の日数欄 に掲げる日数(育児短時間勤務職員 等及び定年前再任用短時間勤務職員 にあっては、その者の勤務時間等を 考慮し、市長が別に定める日数)(以下この条において「基本日数」と いう。)
- (2) 当該年において地方公営企業等の 労働関係に関する法律適用職員等(条例第13条第1項第3号に規定す る地方公営企業等の労働関係に関す る法律適用職員等をいう。以下この 条において同じ。)となった者で、 引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する 法律適用職員等となった日において

- 間に条例第2条第2項又は第3項の 規定に基づき定められた不斉一型短 時間勤務職員の勤務時間を38時間 45分で除して得た数を乗じて得た 時間数を、7時間45分を1日とし て日に換算して得た日数
- 規則で定める日数は、次の各号に掲げ る職員の区分に応じ、当該各号に定め る日数とする。
- (1) 当該年の中途において、新たに職 員となるもの(次号に掲げる職員を 除く。) その者の当該年における 在職期間に応じ、別表第1の日数欄 に掲げる日数(育児短時間勤務職員 等及び再任用短時間勤務職員にあっ ては、その者の勤務時間等を考慮し、 市長が別に定める日数)(以下この 条において「基本日数」という。)
- (2) 当該年において地方公営企業等の 労働関係に関する法律適用職員等(条例第13条第1項第3号に規定す る地方公営企業等の労働関係に関す る法律適用職員等をいう。以下この 条において同じ。)となった者で、 引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する 法律適用職員等となった日において

新たに職員となったものとみなした 場合におけるその者の在職期間に応 じた別表第1の日数欄に掲げる日数 から、新たに職員となった日の前日 までの間に使用した年次有給休暇に 相当する休暇の日数を減じて得た日 数(この号に掲げる職員が<u>定年前再</u> 任用短時間勤務職員又は任期付短時 間勤務職員である場合にあっては、 その者の勤務時間等を考慮し、市長 が別に定める日数)(当該日数が基 本日数に満たない場合にあっては、 基本日数)

[2及び3 略]

4 条例第13条第1項第3号の規則で 定める日数は、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に定める日数 (その日数が基本日数に満たない場合 にあっては、基本日数)とする。

[(1) 略]

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び 任期付短時間勤務職員 その者の勤 務時間等を考慮し、市長が別に定め る日数

[5 略]

新たに職員となったものとみなした 場合におけるその者の在職期間に応 じた別表第1の日数欄に掲げる日数 から、新たに職員となった日の前日 までの間に使用した年次有給休暇に 相当する休暇の日数を減じて得た日 数(この号に掲げる職員が再任用職 員(地方公務員法第28条の4第1 項、第28条の5第1項又は第28 条の6第1項若しくは第2項の規定 により採用された職員をいう。第4 項第2号において同じ。) 又は任期 付短時間勤務職員である場合にあっ ては、その者の勤務時間等を考慮し、 市長が別に定める日数) (当該日数 が基本日数に満たない場合にあって は、基本日数)

[2及び3 略]

4 条例第13条第1項第3号の規則で 定める日数は、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に定める日数 (その日数が基本日数に満たない場合 にあっては、基本日数)とする。

[(1) 略]

(2) <u>再任用職員</u>及び任期付短時間勤務 職員 その者の勤務時間等を考慮 し、市長が別に定める日数

[5 略]

第16条の2 次の各号に掲げる場合に 第16条の2 次の各号に掲げる場合に おいて、1週間ごとの勤務日の日数又 は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以 下「勤務形態」という。) が変更され るときの当該変更の日以後における職 員の年次有給休暇の日数は、当該年の 初日に当該変更の日の勤務形態を始め た場合にあっては条例第13条第1項 第1号又は第2号に掲げる日数に同条 第2項の規定により当該年の前年から 繰り越された年次有給休暇の日数を加 えて得た日数とし、当該年の初日後に 当該変更後の勤務形態を始めた場合に おいて、同日以前に当該変更前の勤務 形態を始めたときにあっては当該日数 から当該年において当該変更の日の前 日までに使用した年次有給休暇の日数 を減じて得た日数に、次の各号に掲げ る場合に応じ、次の各号に掲げる率を 乗じて得た日数(1日未満の端数があ るときは、これを四捨五入して得た日 数)とし、当該年の初日後に当該変更 前の勤務形態を始めたときにあっては 当該勤務形態を始めた日においてこの 条の規定により得られる日数から同日 以後当該変更の日の前日までに使用し た年次有給休暇の日数を減じて得た日 数に、次の各号に掲げる場合に応じ、 次の各号に掲げる率を乗じて得た日数

おいて、1週間ごとの勤務日の日数又 は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以 下「勤務形態」という。) が変更され るときの当該変更の日以後における職 員の年次有給休暇の日数は、当該年の 初日に当該変更の日の勤務形態を始め た場合にあっては条例第13条第1項 第1号又は第2号に掲げる日数に同条 第2項の規定により当該年の前年から 繰り越された年次有給休暇の日数を加 えて得た日数とし、当該年の初日後に 当該変更後の勤務形態を始めた場合に おいて、同日以前に当該変更前の勤務 形態を始めたときにあっては当該日数 から当該年において当該変更の日の前 日までに使用した年次有給休暇の日数 を減じて得た日数に、次の各号に掲げ る場合に応じ、次の各号に掲げる率を 乗じて得た日数(1日未満の端数があ るときは、これを四捨五入して得た日 数) とし、当該年の初日後に当該変更 前の勤務形態を始めたときにあっては 当該勤務形態を始めた日においてこの 条の規定により得られる日数から同日 以後当該変更の日の前日までに使用し た年次有給休暇の日数を減じて得た日 数に、次の各号に掲げる場合に応じ、 次の各号に掲げる率を乗じて得た日数

- (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。
- (1) 育児短時間勤務職員等及び定年前 再任用短時間勤務職員以外の職員が 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務 日ごとの勤務時間の時間数が同一で ある育児短時間勤務(以下この条に おいて「斉一型育児短時間勤務」と いう。)を始める場合、斉一型育児 短時間勤務をしている職員が引き続 いて勤務形態を異にする斉一型育児 短時間勤務を始める場合又は育児短 時間勤務職員等が斉一型育児短時間 勤務若しくは斉一型短時間勤務(育 児休業法第17条の規定による短時 間勤務のうち、1週間ごとの勤務日 の日数及び勤務日ごとの勤務時間の 時間数が同一であるものをいう。次 号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の 勤務日の日数を当該勤務形態の変更 前における1週間の勤務日の日数で 除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等及び<u>定年前</u> <u>再任用短時間勤務職員</u>以外の職員が 斉一型育児短時間勤務以外の育児短 時間勤務(以下この条において「不 斉一型育児短時間勤務」という。) を始める場合、不斉一型育児短時間

- (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。
- (1) 育児短時間勤務職員等及び再任用 短時間勤務職員以外の職員が1週間 ごとの勤務日の日数及び勤務日ごと の勤務時間の時間数が同一である育 児短時間勤務(以下この条において 「斉一型育児短時間勤務」という。) を始める場合、斉一型育児短時間勤 務をしている職員が引き続いて勤務 形態を異にする斉一型育児短時間勤 務を始める場合又は育児短時間勤務 職員等が斉一型育児短時間勤務若し くは斉一型短時間勤務(育児休業法 第17条の規定による短時間勤務の うち、1週間ごとの勤務日の日数及 び勤務日ごとの勤務時間の時間数が 同一であるものをいう。次号におい て同じ。)を終える場合 勤務形態 の変更後における1週間の勤務日の 日数を当該勤務形態の変更前におけ る1週間の勤務日の日数で除して得 た率
- (2) 育児短時間勤務職員等及び<u>再任用</u> <u>短時間勤務職員</u>以外の職員が斉一型 育児短時間勤務以外の育児短時間勤 務(以下この条において「不斉一型 育児短時間勤務」という。) を始め る場合、不斉一型育児短時間勤務を

勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務者しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

[(3)及び(4) 略](年次有給休暇の単位)

第18条 年次有給休暇の単位は、1日 又は半日(育児短時間勤務職員等、定 年前再任用短時間勤務職員及び任期付 短時間勤務職員にあっては、1日)と する。ただし、特に必要があると認め られるときは、1時間を単位とするこ とができる。

「2及び3 略]

している職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

[(3)及び(4) 略](年次有給休暇の単位)

第18条 年次有給休暇の単位は、1日 又は半日(育児短時間勤務職員等、再 任用短時間勤務職員及び任期付短時間 勤務職員にあっては、1日)とする。 ただし、特に必要があると認められる ときは、1時間を単位とすることがで きる。

[2及び3 略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成17年亀山市規 則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。) 及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当

該改正後部分に改める。

(2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前

(昇格の場合の号給)

第21条 「略]

[2及び3 略]

4 降格した職員を当該降格後最初に昇 | 4 降格した職員を当該降格後最初に昇 格させる場合において、前3項の規定 により決定される号給が部内の他の職 員との均衡を著しく失すると認められ るときは、前3項の規定にかかわらず、 あらかじめ市長の承認を得て、その者 の号給を決定することができる。

(降格の場合の号給)

第22条 職員を降格させた場合におけ るその者の号給は、その者に適用され る給料表の別に応じ、かつ、降格した 日の前日に受けていた号給に対応する 別表第8に定める降格時号給対応表の 降格後の号給欄に定める号給とする。

[2 略]

3 前2項の規定により職員の号給を決 定することが著しく不適当であると認 められる場合には、これらの規定にか かわらず、あらかじめ市長の承認を得 てその者の号給を決定することができ る。この場合において、当該号給は、 当該職員が降格した日の前日に受けて いた給料月額に達しない額の号給でな

(昇格の場合の号給)

第21条 「略]

「2及び3 略]

格させた場合におけるその者の号給は、 前3項の規定にかかわらず、市長の定 める号給とする。

(降格の場合の号給)

|第22条 職員を降格させた場合におけ るその者の号給は、降格した日の前日 に受けていた号給に対応する別表第8 に定める降格時号給対応表の降格後の 号給欄に定める号給とする。

[2 略]

3 前2項の規定により職員の号給を決 定することが著しく不適当であると認 められる場合には、これらの規定にか かわらず、あらかじめ市長の承認を得 てその者の号給を決定することができ る。

ければならない。

別表第7(第21条関係)

昇格時号給対応表

行政職給料表(一)昇格時号給対応表

「略]

備考 <u>この表の昇格後の号給欄</u>中「2 級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8(第22条関係)

降格時号給対応表

行政職給料表(一)降格時号給対応表

[略]

備考 この表の降格後の号給欄中「1 級」等とあるのは、その者が降格し た職務の級を示す。

別表第7(第21条関係)

昇格時号給対応表

行政職給料表(一)昇格時号給対応表

「略]

備考 <u>昇格後の号給</u>中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8 (第22条関係)

降格時号給対応表

行政職給料表(一)降格時号給対応表

[略]

[備考を加える。]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(亀山市単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正) 第3条 亀山市単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成17 年亀山市規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。) 及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後		改正前			
(<u>定</u> 年	(定年前再任用短時間勤務職員の給料		(再任用職員の給料月額)		
月額)					
第4条	地方公務員法	(昭和25年法律	第4条	地方公務員法	(昭和25年法律

第261号。以下「法」という。)第 22条の4第1項又は第22条の5第 1項若しくは第2項の規定により採用 された職員(以下「定年前再任用短時 間勤務職員」という。)の給料月額は、 この規定による給料月額に、亀山市職 員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年亀山市条例第31号)第2 条第3項の規定により定められたその 者の勤務時間を同条第1項に規定する 勤務時間で除して得た数を乗じて得た 額とする。

「項を削る。〕

第261号。以下「法」という。)第 28条の4第1項、第28条の5第1 項又は第28条の6第1項若しくは第 2項の規定により採用された職員(以 下「再任用職員」という。)の給料月 額は、その者に適用される給料表の再 任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、 その者の属する職務の級に応じた額と する。

2 再任用職員で法第28条の5第1項 に規定する短時間勤務の職を占める職 員(以下「再任用短時間勤務職員」と いう。)の給料月額は、前項の規定に かかわらず、この規定による給料月額 に、亀山市職員の勤務時間、休暇等に 関する条例(平成17年亀山市条例第 31号)第2条第3項の規定により定 められたその者の勤務時間を同条第1 項に規定する勤務時間で除して得た数 を乗じて得た額とする。

|備考 表中の[]の記載は注記である。

別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(亀山市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第4条 亀山市職員の通勤手当に関する規則(平成17年亀山市規則第20号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲

げる規定の下線を付した部分のように改める。

(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>等に係 る通勤手当の減額)

第9条 「略]

(支給単位期間)

第15条 「略]

- 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定にかかわらず、同項の規定にできる。
- (1) 法<u>第28条の6第1項</u>の規定による る退職その他の離職をすること。

[$(2) \sim (5)$ 略]

(<u>再任用短時間勤務職員</u>等に係る通勤 手当の減額)

第9条 「略]

(支給単位期間)

第15条 [略]

- 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定にかかわらず、同項の規定に変給単位期間を定めることができる。
- (1) 法<u>第28条の2第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること。

 $\lceil (2) \sim (5)$ 略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第5条 亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成17年亀山市規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。) 及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

で定める職員は、次に掲げる職員とし、 これらの職員には、期末手当を支給し ない。

「(1) 略]

(2) その退職又は失職の後、基準日ま での間において次に掲げる者(非常 勤の職員である者にあっては、法第 22条の4第1項又は第22条の5 第1項若しくは第2項の規定により 採用された職員(以下「定年前再任 用短時間勤務職員」という。)、育 児休業法第18条第1項に規定する 短時間勤務職員(以下「短時間勤務 職員」という。) その他市長の定め る者に限る。)となったもの

「ア~カ 略]

「(3) 略]

第5条 基準日前1筒月以内において条 例の適用を受ける職員(非常勤の職員 である者にあっては、定年前再任用短

第3条 条例第44条第1項後段の規則 第3条 条例第44条第1項後段の規則 で定める職員は、次に掲げる職員とし、 これらの職員には、期末手当を支給し ない。

$\lceil (1) \rceil$ 略

(2) その退職又は失職の後、基準日ま での間において次に掲げる者(非常 勤の職員である者にあっては、法第 28条の4第1項、第28条の5第 1項又は第28条の6第1項若しく は第2項の規定により採用された職 員(以下「再任用職員」という。) で法第28条の5第1項に規定する 短時間勤務の職を占めるもの(以下 「再任用短時間勤務職員」とい う。)、育児休業法第18条第1項 に規定する短時間勤務職員(以下「 短時間勤務職員」という。)その他 市長の定める者に限る。)となった **€**,∅

「ア~カ 略]

[(3) 略

|第5条 基準日前1筒月以内において条 例の適用を受ける職員(非常勤の職員 である者にあっては、再任用短時間勤

時間勤務職員及び短時間勤務職員に限る。)としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって当該退職とする。

(勤勉手当の成績率)

- 第20条 成績率は、次の各号に掲げる 職員の区分に応じて、当該各号に掲げ る割合の範囲内で、任命権者が定める ものとする。
 - (1) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 100分の200
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員100分の95

務職員及び短時間勤務職員に限る。) としての退職が2回以上ある者につい て前2条の規定を適用する場合には、 基準日に最も近い日の退職のみをもっ て当該退職とする。

(勤勉手当の成績率)

- 第20条 成績率は、次の各号に掲げる 職員の区分に応じて、当該各号に掲げ る割合の範囲内で、任命権者が定める ものとする。
 - (1) <u>再任用職員</u>以外の職員 100分 の200
 - (2) 再任用職員 100分の95

備考 表中の[]の記載は注記である。

(亀山市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第6条 亀山市職員退職手当支給条例施行規則(平成17年亀山市規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
第3条 [略]	第3条 [略]
(適用除外)	
第3条の2 11年未満の期間勤続した	[条を加える。]
者であって、60歳に達した日以後そ	
<u>の者の非違によることなく退職した者</u>	
に対しては、条例第4条第2項の規定	
は、適用しない。	
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(亀山市職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則の一部改正)

第7条 亀山市職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則(平成22年亀山市規則 第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

(条例第35条第2項等の規則で定める時間)

- 第3条 条例第35条第2項及び第4項 の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。
- (1) 亀山市職員の勤務時間、休暇等に 関する条例(平成17年亀山市条例 第31号。以下「勤務時間条例」と いう。)第2条第2項に規定する育 児短時間勤務職員等、同条第3項に 規定する定年前再任用短時間勤務職 員又は同条第4項に規定する任期付 短時間勤務職員が条例第35条第2 項に規定する割振り変更前の正規の 勤務時間(以下「割振り変更前の正 規の勤務時間」という。)を超えて 勤務した時間のうち、その勤務した 時間と割振り変更前の正規の勤務時 間との合計が38時間45分に達す るまでの間の時間数に相当する時間 (次号に規定する場合を除く。)

「(2) 略]

改正前

(条例第35条第2項等の規則で定める時間)

- 第3条 条例第35条第2項及び第4項 の規則で定める時間は、次に掲げる時 間とする。
 - (1) 亀山市職員の勤務時間、休暇等に 関する条例(平成17年亀山市条例 第31号。以下「勤務時間条例」と いう。)第2条第2項に規定する育 児短時間勤務職員等、同条第3項に 規定する再任用短時間勤務職員又は 同条第4項に規定する任期付短時間 勤務職員が条例第35条第2項に規 定する割振り変更前の正規の勤務時 間(以下「割振り変更前の正規の勤 務時間」という。)を超えて勤務し た時間のうち、その勤務した時間と 割振り変更前の正規の勤務時間との 合計が38時間45分に達するまで の間の時間数に相当する時間(次号 に規定する場合を除く。)

「(2) 略]

備考 表中の「] の記載は注記である。

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
- (1) 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。 次号において「令和3年改正地公法」という。) 附則第4条第1項若しくは第2項、 附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7 条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。
- (2) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正地公法附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の 5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 令和4年定年整備条例 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年亀山市条例第31号)をいう。

(改正後の亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の 規定による改正後の亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条、第 14条、第16条、第16条の2及び第18条の規定を適用する。

(改正後の亀山市単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の 規定による改正後の亀山市単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 規則第4条の規定を適用する。

(改正後の亀山市職員の通勤手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の 規定による改正後の亀山市職員の通勤手当に関する規則第9条の規定を適用する。

(改正後の亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則における暫定再任用職員

に関する経過措置)

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の 規定による改正後の亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第3条、第5条 及び第20条の規定を適用する。

(改正後の亀山市職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の 規定による改正後の亀山市職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則第3条の規 定を適用する。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

8 令和4年定年整備条例附則第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。)第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

- 9 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満 の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
 - (1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年定年整備条例附則第17条
 - (2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の 規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年定年整備条例附則第16 条(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和4 年定年整備条例附則第15条
- 10 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。